

特例退職被保険者のみなさまへ

## 保険料納入証明書を1月下旬にお送りします

平成28年の健康保険料の納入証明書を平成29年1月下旬にお送りします。

納入証明書は、2月16日からの確定申告の際、社会保険料控除を受けるための確認資料としてご利用ください。確定申告のときに添付する必要はありません。

### ■ 証明期間

平成28年1月から12月まで納入していただいた分

### ■ 証明金額

- 証明書作成時までに入金の確認ができている合計額
- 今年65歳になられた方の介護保険料は、誕生日以降は市町村（東京特別区を含む）から直接徴収されますので、この証明金額には含まれません。

☆任意継続被保険者の方で、健康保険料の納入証明が必要な場合は、平成29年1月下旬以降に健保組合までお問い合わせください。

ご注意ください

## 「医療費のお知らせ」は医療費控除の際の 領収証代わりにはなりません

医療費控除とは、みなさまやご家族が1年間（1月～12月）に自己負担した医療費の総額が10万円\*を超えたとき、税務署へ確定申告すると、超えた額（上限200万円）が課税対象から外され、その分にかかっていた所得税が戻ってくる制度です。医療費控除の対象となるのは、1年間に支払った額のうち、IBM健保組合から支給された付加給付などの給付金や生命保険会社等から支払いを受けた医療費を補てんする保険金などを除く、自己負担分に限られます。IBM健保組合の給付金支給額は給与明細で確認できます。医療費控除の詳細については最寄りの税務署へお問い合わせください。

なお、申告には領収証が必要になりますが、すこやかサポートPlusの「医療費のお知らせ」を帳票に出力して領収証の代わりとして使用することはできませんので、ご注意ください。

\*所得総額が200万円未満の場合は、所得総額の5%の金額。

★2017年分の医療費控除（2018年に申告する分）から、市販薬（適用対象のスイッチOTC医薬品）のみの医療費控除も選択できるようになります（医療費控除の特例）。詳しくは次号のMy Health（91号）に掲載の予定です。

## インフルエンザ 予防接種補助金の 申請はお早めに！

インフルエンザ予防接種を受けて補助金を申請される方は、「利用者ガイド2016」（15頁）をご覧ください。正確な申請を心がけていただきますよう、お願いいたします。なお、補助の対象となる接種期間は12月31日までとなっています。

2017年1月から

## 健保組合でマイナンバーの 利用が始まります

2016年1月からスタートした個人番号制度（マイナンバー制度）に基づき、健保組合は2017年1月から各種手続きにみなさまのマイナンバーを使用することになります。IBM健保組合においても、被保険者資格取得届や被扶養者（異動）届等の提出の際にはマイナンバーの記載が必要となりますので、ご協力をお願いいたします。

また、任意継続・特例退職被保険者のみなさまには、個別にご自宅へ番号記入用紙を送付しておりますので、まだ提出されていない方におかれましては、被扶養者の分もれなくご記入いただき早期の提出にご協力をお願いいたします。

### ★ 編集後記 ★

早いもので、今年も残すところ1ヵ月あまりとなりました。年末に向けて、何かとお忙しい時期を過ごされていることと想います。みなさまは本年度の健康診断を受診されましたでしょうか？今号でもご案内しておりますが、まだの方はぜひ申し込みをしていただき、早めにご受診ください。

●「My Health」へのご意見・お問い合わせは、当健保組合ホームページの「Webでのお問い合わせ」まで